

(5) 「産業廃棄物の事業場外保管に係る届出」手引き（一部抜粋）

大津市 環境部 産業廃棄物対策課所管

※必ず最新版を確認すること。

はじめに

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）では、事業者の皆さまがその事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、あらかじめ、保管する用地について必要な事項を大津市へ届け出ることを定めています。

1 届出が必要な条件

下記の（１）～（３）をすべて満たすこと。

（１）届出の対象となる者

- ・ 建設工事の元請業者

※ 元請業者とは、建設工事の発注者から直接建設工事を請け負った者です。（下請業者が下請けした工事にかかる産業廃棄物を自社の管理地へ持ち帰ることは、産業廃棄物処理業の許可（積替保管、処分）が必要な行為になります。）

（２）保管の用に供される場所

- ・ 自社物を保管するため、大津市内に設けた保管場所のうち、保管の用に供される場所の面積が300平方メートル以上であること。（5ページの図参照）

（３）対象となる産業廃棄物

- ・ 建設工事の元請業者が、工事現場から排出した産業廃棄物（建設工事に伴い生ずる産業廃棄物に限る。）

注1 同一事業者が近傍に複数の保管の用に供される場所を使用しているとき、区分けされ又は道路等により隔てられている場合であっても、一体として機能しているときは、その合計面積により届出対象となることがあります。

注2 借地も届出対象となります。

注3 保管する期間を問わず、届出して下さい。

<届出を要しない保管について>

以下に掲げる保管については、事業場外保管届出の必要はありません。

- ・ 産業廃棄物を排出した場所（建設工事現場）での保管
- ・ 保管に供される場所の面積が300平方メートル未満である保管（5ページの図参照）
- ・ 産業廃棄物処理業の積替保管施設や中間処理施設の敷地内での保管
- ・ 設置許可を受けた産業廃棄物処理施設の敷地内での保管
- ・ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管

2 届出に必要な書類

(1) 届出書(様式第二号の四 又は 様式第二号の十)

(2) 添付資料

① 保管場所を使用する権原を有することを証する書類(届出提出日で発効日から起算して3か月以内に交付されたものの原本。ただし、原本提示の上で原本照合できる場合は、その写しでもよい。)

[届出書の所在地に記載のあるすべての地番について次のものを添付]

- ・ 土地の所有者である場合 ⇒ 保管場所全体の土地の登記全部事項証明書
- ・ 土地を貸借している場合 ⇒ 保管場所全体の土地の登記全部事項証明書及び賃貸借契約書等

② 保管場所の平面図

- ・ 保管の用に供される場所を含む保管場所全体の平面図であるか。(5ページの図参照)
- ・ 保管の用に供される場所の寸法が記載されているか。
- ・ 保管用地の面積の算定根拠の記載があるか。
- ・ 図面に囲いが設置されていることが確認できるか。
- ・ 掲示板の位置が記載されているか。

③ 付近の見取図

- ・ 保管場所へたどりつける程度のもの。

※巻末「記入例」及び「チェック表」参照

3 変更・廃止

保管場所の届出内容に変更がある場合や保管をやめる場合にも届出は必要になります。

(1) 届出内容に変更がある場合(変更前に提出すること。)

① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更の場合

書類	留意事項
産業廃棄物事業場外保管変更届出書 (様式第二号の五)	・ 氏名、名称、住所は、省略せずに記載すること。
特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書(様式第二号十一)	

② 保管場所に関する事項の変更

書類		留意事項
届出書	産業廃棄物事業場外保管変更届出書 (様式第二号の五)	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名、名称、住所は、省略せずに記載すること。 ・保管場所になる土地の地番が変更になる場合、変更前後の保管場所になる土地の地番をそれぞれ「変更前」「変更後」の欄にすべて記載すること。
	特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書(様式第二号十一)	
添付資料	保管場所を使用する権原を有することを証する書類(変更がなければ添付不要)	<p>[届出書の所在地に記載のあるすべての地番について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の所有者である場合 ⇒ 保管場所全体の土地の登記全部事項証明書 ・土地を貸借している場合 ⇒ 保管場所全体の土地の登記全部事項証明書及び賃貸借契約書等
	保管場所の平面図(変更がなければ添付不要)	<ul style="list-style-type: none"> ・保管の用に供される場所を含む保管場所全体の平面図であるか。(5ページの図参照) ・寸法が記載されているか。 ・保管の用に供される場所の面積の算定根拠の記載があるか。 ・図面に囲いが設置されていることが確認できるか。 ・掲示板の位置が記載されているか。

- (2) 保管をやめる場合(保管をやめた日から30日以内に提出すること。)
様式第2号の6又は様式第2号の12をご提出ください。

4 非常災害時の保管

非常災害のために必要な応急措置として、自社物を保管した場合(大津市内に設けた300平方メートル以上の保管の用に供される場所での保管に限る。)は、その保管した日から数えて14日以内に届け出てください。

詳しくは、産業廃棄物対策課にご相談ください。

5 注意事項

- (1) 産業廃棄物を保管する場合、6 ページの産業廃棄物処理基準が適用されますので、適切に保管できる量や、あらかじめ積替えを行った後の運搬先が定められていること、産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透しないことなど、法律による処理基準を遵守し、適正に保管する必要があります。
- (2) 届出された保管の用に供される場所では、届出者以外の産業廃棄物を保管することはできません。
- (3) 保管場所の土地利用については、関係法令（農地法、都市計画法など）に適合している必要があります。この届出により、関係法令の規制が免除されるものではありません。

6 保管場所の表示

保管場所には、外部から見やすい場所に次の事項を表示した掲示板（縦及び横それぞれ60センチメートル以上）を設置してください。

【掲示板の例】

産業廃棄物積替保管場所	
管理者の氏名又は名称	株式会社大津市 代表取締役 大津 太郎
連絡先	大津市〇〇町〇丁目〇—〇 電話077-528-〇△□×
保管する産業廃棄物の種類	がれき類、木くず、… 石綿含有産業廃棄物を含む
積み上げることができる産業廃棄物の高さの限度	2.5m
保管することができる産業廃棄物の数量	350m ³

7 罰則

保管場所の届出をしない者又は虚偽の届出をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。

また、保管場所における表示義務などに関する違反についても、5万円以下の過料に処せられることがあります。

8 届出先及び問合せ先

大津市環境部産業廃棄物対策課

〒520-8575

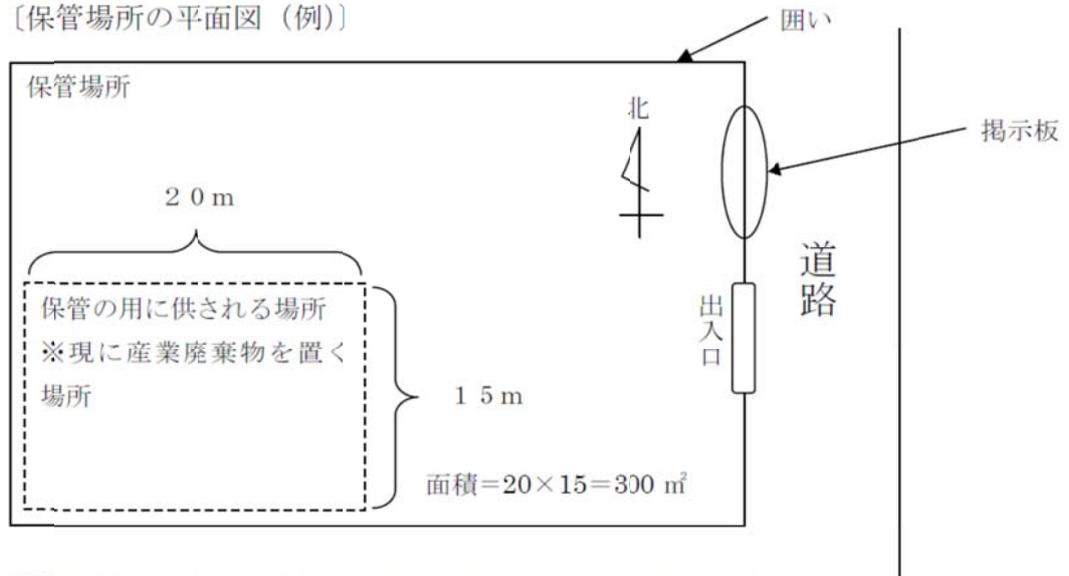
滋賀県大津市御陵町3-1

電話：077-528-2062

FAX：077-523-1560

【「保管場所」と「保管の用に供される場所」の関係図】

〔保管場所の平面図（例）〕



- ・ 保管の用に供される場所の面積が300㎡以上⇒届出対象
- ・ 保管の用に供される場所の面積が300㎡未満⇒届出対象外

産業廃棄物処理基準

産業廃棄物の収集、運搬、処分に係る保管を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、以下の基準を遵守することが義務付けられています。

産業廃棄物処理基準
① 積替えのための保管の場合は、あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められていること。
② 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかる構造である場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
③ 見えやすい箇所に産業廃棄物の保管の場所である旨等を表示した掲示板が設けられていること。
④ 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。 <ul style="list-style-type: none"> ● 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと。 ● 野外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合には、積み上げられた産業廃棄物の高さが次の高さを超えないようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%（角度にして約26.5度）以下 ・ 廃棄物が囲いに接する場合（直接負荷部分のある壁）は、囲いの内側2mは囲いの高さより50cm以下とし、2m以上の勾配は50%以下
⑤ 積替えのための保管の場合は、保管する産業廃棄物の数量が、その保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。 処分のための保管の場合は、保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に1.4を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合）にあっては、環境省令で定める数量）を超えないようにすること。
⑥ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。